

業務部からの報告事項

業務部からの報告事項

個人情報保護対策等に関する管理状況等調査結果を踏まえた農業者年金記録管理システムの普及拡大・利用促進について

1. 本年1～2月に実施した農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査については、全受託機関2,461機関に対して行い、このうち、2,176機関から回答がありました。調査結果については、本年4月の都道府県受託機関業務担当者会議で説明するとともに、6月に全受託機関への送付を行いました。これらを通して、個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策の確保に対する意識の醸成を図りました。

【主な調査結果の内容】

- (1) 農業者年金関係書類の管理状況については、一部の受託機関で書庫等において施錠せず保管しているという結果であり、盗難や紛失防止のため、書庫等に施錠して保管するよう指導しています。
- (2) 個人情報の漏えいやコンピュータウイルス感染等のインシデント発生時の連絡体制については、大半の受託機関で整備されていましたが、整備されていない受託機関については、インシデントへの対処に支障が生ずるため、早急に連絡体制の整備を行うよう指導しています。

2. 1の調査と合わせて、農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の利用促進等に関する調査を行い、システムの利用登録をしている受託機関については、その利用状況等を、利用登録をしていない受託機関については、利用登録をしない理由等を調査しました。

【主な調査結果の内容】

- (1) システム利用登録をしている受託機関のうち、「年間数日程度利用(18.2%)」又は「利用していない(10.3%)」と回答した受託機関の利用頻度が低い理由（複数回答）として、①農業者が少ないため(71.1%)、②従来から書面で処理しているため(63.5%)、③利用方法がわからないため(18.8%)
- (2) システム利用登録していない受託機関の利用登録しない理由（複数回答）については、①農業者が少ないため(59.6%)、②従来から書面で処理しているため(53.1%)

3. 2の調査結果を踏まえ、本年度のシステム普及拡大取組方針としては、①従来から書面で処理をしているためシステム利用していない受託機関については、受託機関へのヒアリングや対応策の打合せ等を行い、システム利用への移行を促す取組を行い、②利用方法がわからないため、システム利用が進まない受託機関に対しては、システム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）づくりの検討を行うこととし、1と同様に、都道府県受託機関業務担当者会議での説明、全受託機関機関へのシステム普及拡大取組方針の送付を行っており、システム普及拡大及び利用促進に対する取組を行います。（別紙参照）

令和元年度農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針

1 概要

農業者年金記録管理システム(以下「システム」という。)は、平成26年2月24日に運用を開始しました。

市町村段階の業務受託機関において、本庁や本店等とともに農業者年金業務を行っている支庁や支店等もシステムを利用することにより、事務処理期間の短縮等による被保険者・受給権者等へのサービスの向上や業務受託機関における事務処理負担の軽減等が図られます。

このため令和元年度においても、平成26年度からの毎年の取組として、全ての業務受託機関の本庁・本店等での利用及び農業者年金加入者との窓口となる支庁・支店等での利用の拡大という観点からシステムの普及拡大に努めるものとします。

なお、平成31年3月31日時点での業務受託機関におけるシステムの利用登録状況は、農業委員会では76.0%、農業協同組合では87.2%となっています。また、新制度加入者に対するカバー率は農業委員会では95.9%、農業協同組合では94.5%となっています。

2 普及拡大の目標

全業務受託機関(農業者年金業務を行っている支庁・支店等を含む)でのシステムの利用。

3 取組の方法

(1) 基本方針

都道府県段階の業務受託機関は、①システムを利用していない市町村段階の業務受託機関(システムの利用登録をしているが利用していない業務受託機関及び農業者年金業務を行っているが、システムを利用していない支庁・支店等を有する場合を含む。以下「未利用受託機関」という。)に対してシステムの利用を、②システムを利用している業務受託機関に対するシステム利用者の交替時におけるシステム利用の適格な引継ぎによるシステム利用の継続性の確保を働きかけるものとします。

(2) 基金の対応

昨年度のシステム利用に関する調査において、システムの利用登録をしている業務受託機関に対して利用頻度が低い理由を、また、システムの利用登録をしていない業務受託機関に対して利用登録をしない理由を調査したところ、「従来から書面で処理しているため」及び「利用方法がわからない」とした回答が多い結果となりました。

これを踏まえ、「従来から書面で処理している」とした業務受託機関に対しては、

現地でのヒアリングや対応策の打合せを行い、システム利用への移行を促す取組を行います。また、「利用方法がわからぬ」とした業務受託機関に対しては、システム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）づくりを検討します。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が行う利用の働きかけを支援するため、要請を受けて次の取組を行うものとします。

- ① 市町村段階の業務受託機関別の管理対象加入者数等の情報提供
- ② 都道府県段階の業務受託機関が実施するシステムの研修会等への講師派遣依頼については、可能な限り対応し本システム利用のメリット及び操作方法等についての理解を深めていただくように努めます。

(3) 都道府県段階の業務受託機関の対応

都道府県段階の業務受託機関は、①システムによる処理状況確認機能を定期的に活用し、事務処理遅延を防止するとともに、市町村段階の業務受託機関に対して、②システムの処理状況確認機能の活用を進めるとともに、システム利用者の交替時の適格な引継ぎを行うこと、③システムを未だ導入していない業務受託機関に対して、当システムの速やかな導入について指導方よろしくをお願いします。

なお、未利用受託機関において、システムを利用できない事情がある場合は、その事情を解消するための相談対応の実施をお願いします。